

音楽教育における表現の諸問題

——替え歌・パロディをめぐって——

吉 田 恵 子

Problems of the expression on music education
about a variation of a song and a parody

Keiko YOSHIDA

高崎健康福祉大学紀要 第16号 別刷

2017年3月

音楽教育における表現の諸問題

—— 替え歌・パロディをめぐる ——

吉田 恵子

(受理日 2016年9月25日, 受稿日 2016年12月22日)

Problems of the expression on music education about a variation of a song and a parody

Keiko YOSHIDA

(Received Sept. 25, 2016, Accepted Dec. 22, 2016)

1. はじめに

替え歌は、既存の歌の旋律に、その歌詞の一部あるいは全ての歌詞をつけ替えるもので、その歴史は長い。学校教育では教科指導、保健指導、特別活動、生徒指導等で利用され、小学校低学年の音楽では、即興で一部既存歌詞を改変して歌う表現活動も行われている。

歌いやすい旋律ほど様々な歌詞がつけられ、明治期に日本に入った「リパブリック讃歌」は、現在楽譜が確認できるだけで、実に百数十余種もの替え歌が内外にある¹⁾。パロディもまた同様に、元歌が人々に浸透していることで成り立つものである。

替え歌を歌う「場の適否」については、大人・子どもともに、歌う者の間で暗黙のルール（倫理観）があったはずである。しかしながら、昨今は著作権法とも絡み、「授業や授業以外で替え歌を歌わせてよいか」、「卒業式等の行事で替え歌を歌わせてよいか」等、学校現場での指導者の揺らぎや混沌とした状態が見られる²⁾。

本論では、替え歌・パロディを表現活動としてどう捉えるか、替え歌・パロディをめぐるトラブルや事件をもとに、音楽教育における表現の諸問題を考察するものである。

2. 替え歌・パロディの歴史

1) 民謡

日本の民謡や俗歌は、農業や漁業など労働から生まれた作業唄であった。農業・漁業・手工業的作業には、一斉にリズムを合わせる作業統制が必要で、白挽唄、糸紡唄、木挽唄、茶より唄等々、作業に合わせて唄が歌われ、作業と歌は切っても切り離せないものであった。

また、元来その歌詞の多くは、おおらかな性描写をも含む恋や愛の歌であり、例えば、「白の軽さよ相手のよさよ 相手変わるな明日の夜も」で始まる白挽唄³⁾は、その後の歌詞は、「作業は落ち着いてやりなさい」という表向き教訓めいた内容であるが、若者は性描写に解釈し、にやりと笑う。こういった暗に恋や愛、性的描写

の含みのある作業唄が作業のリズムと合わせて朗々と歌われたのである。

また、歌により、作業効率も上がった。

「歌はよいもの仕事ができる
はなし悪いもの手がやまる
歌を歌ふて仕事をすれば
面白うする楽です」⁴

日本だけでなく、18世紀におけるアメリカの鉄道労働歌にも日本の民謡同様、力を合わせて作業をする際の掛け合いの歌⁵が多くみられる。それら労働歌がもととなり、現代のフォークソングへとつながっている。

これらは楽譜媒体のない口伝であり、人から人へと伝承され、さらに即興で次々に新しい歌詞が創作された歌も多い。

昨今は民俗学や音楽学等が、研究対象として猥歌を蒐集し、音源や印刷物で一般に入手できるが、本来、猥歌は公の場で歌われ放送・出版される性質のものではない。したがって、ラジオやレコードなどで、各地の民謡が全国に流布するにあたり、歌詞には当地の名勝歴史などが取り入れられ、次第に整えられていった。

また、猥歌は、お座敷や仲間内の酒の席などで歌い継がれていった。

2) 数え歌 (徳育)

数え歌は、「ひとつとや～」の歌いだしで歌われる旋律で、明治時代にはいくつかの目的で多くの歌が作られた。学校教育においては道德教育、教科指導などに数え歌が用いられ、仏教においては、信仰や規範を示す仏教唱歌として用いられた。

明治20年(1887)12月、わが国最初の幼稚園児のための唱歌集「幼稚園唱歌集」⁶が文部省音楽取調掛により発行された。その緒言では音楽

の目的を徳の涵養や智の開発として次のように記されている。

「一 本編ハ、兒童ノ、始メテ幼稚園ニ入り、他人ト交遊スルコトヲ習フニ當リテ、嬉戯唱和ノ際、自ラ幼徳ヲ涵養シ、幼智ヲ開發センガ為ニ、用フベキ歌曲ヲ纂輯シタルモノナリ。

二 唱歌ハ、自然幼稚ノ性情ヲ養ヒ、其發聲ノ節度ニ慣レシムルヲ要スルモノナレバ、殊ニ幼稚園ニ欠ク可ラズ。諸種ノ園戯ノ如キモ、亦音楽ノカヲ假ルニ非レバ(ママ)、十分ノ効ヲ奏スルコト能ハザルモノナリ。(以下略)」

全29曲には、現在も童謡・唱歌として歌い継がれている「蝶々」(ちょうちょう ちょうちょう 菜のはにとまれ)、「霞か雲か」(かすみかくもか)、現在では「きらきら星」で知られている「うずまく水」(みよみよ子供。うずまく水を)、また現在「ぶんぶんぶん」で知られている「蜜蜂」(はちよ みつばちよ)などが掲載されている。

そして、第29曲目が「數へうた」である。

「一つとや。人々一日も。忘るなよ。忘るなよ。

はぐくみそだてし。おやのおん。

おやのおん。

二つとや。二つとなきみぞ。山櫻。山櫻。

ちりてもかをれや。きみがため。

きみがため。

三つとや。みどりは一つの幼稚園。幼稚園。

ちぐさにはなさけ。秋の野邊。

秋の野邊。

四つとや。世に頼もしきは。兄弟ぞ。兄弟ぞ。

たがいにむつびて。世をわたれ。

世をわたれ。
 五つとや、^{いつわり}空言いはぬが、^{おきなご}幼子の、幼子の。
 まなびのはじめぞ、よくままれ。
 よくままれ。

(中略)

十とや、とよはたみはたの、朝日かげ。
 朝日かげ、いよいよくまなし。
 きみがみよ、きみがみよ。」

『幼稚園唱歌集』発刊と同じ明治20年(1887)には、「幼稚園保育の手引き」⁷(榎本・平松共編細謹舎蔵版)が出ており、唱歌の効用及び指導法が次のように示されている。

「唱歌

容易ニシテ面白キモノヲ授ケ時ニハ楽器を以テ之ヲ和シ自カラ其胸廓ヲ開キテ健康ヲ補ヒ心情ヲ和ゲテ適性ヲ養ハンコトヲ旨トスベシ(以下略)」

それに続き「数へ歌」が掲載されているが、歌詞は「幼稚園唱歌集」のそれとは異なり、文語体によるもので、また、徳育が強調されている。

「数へ歌

一つとや 人ハ心が第一よ 第一よ
 磨て修て世を渡れ 世を渡れ
 二つとや 二び返らぬ光陰を 光陰を
 空しく過してすむものか すむものか
 三つとや 三四五の幼児が 幼児が
 知識をそだてる幼稚園 幼稚園
 四つとや 善き友撰びて交われよ 交われよ
 善友善師は身の守り 身の守り
 五つとや いつ迄いへ共尽せぬぞ 尽せぬぞ
 我身を 育てし 親の恩 親の恩

(中略)

十とや 所ハ日の本日の光 日の光

あまねき国恩忘るなよ 忘るなよ」

上記「数え歌」の次には、さらに長大な「いろは歌」47番が続く。

「いろは歌

いのじとや 幼げなきとき学ばずバ
 学ばずバ 老て誨とも及ぶまじ
 及ぶまじ

ろのじとや 論をそるより学問を 学問を

励めば人には負けはせぬ 負けはせぬ

ほのじとや 花は何程栄ゆとも 栄ゆとも

身を結ば一ずば何かせん 何かせん

にのじとや 庭の教へをまもらずバ

まもらずバ 育てし親の恥となる

恥となる

ほのじとや ほまれを求むる近路は 近路は

誠と勤めの二つなり 二つなり

(中略)

すのじとや す一なほならざる幼児は

幼児は 行末いかにときづか己し

きづか己し」

『幼稚園唱歌集』発刊5年後の明治25年(1892)、伊澤修二編『小學唱歌 壹』が刊行された。そこでは、17曲中最終曲に伊澤修二作詞「数へうた」が掲載られ、以下の注意書きがある。

「此歌は、學童ニ國家教育ノ旨意ヲ知ラシメンガタメ、作レルモノニシテ、先ヅ忠孝ヨリ始め、家族、朋友、及師弟間ノ道ニ徳及ボシ、次ニ勤學成務ノ要ヲ示シ、終ニ國家ニ對スル心得ヲ述ベタルナリ。其言辭ハ、成ルベキタケ、幼児ニモ解シ易カラシメンコトヲ務メタレド、マヽ難キ文句モ交リタレバ、唱歌ノ際、教師ノ、懇々説示セラレンコトヲ望ム。此曲ノ作者ハ、知レザレドモ、古來我國人ノ口牌

ニ伝ハレル有名ノ曲ナリ。」

歌詞は以下のとおりである。

「數へうた 作曲者 未詳
作詞者 伊澤修二
一つとや、ひとゝ生れて忠孝を
かきては皇國^{みくに}のひとでなし
二つとや、ふや親兄弟うちそろひ
たのしく暮すも君の恩
(中略)
五つとや、いつもたふとき先生の
教えのことばをよく守れ
(中略)
十をとや とつくに人をあふぐまで
皇國^{みくに}のほまれあげよかし⁸」

3) 数え歌 (仏教)

伊澤修二編『小學唱歌 壹』が刊行された同年、仏教界では学校教育の唱歌及びキリスト教の讚美歌に対抗する形で、東京で日本仏教唱歌会が設立され、明治22年(1889)には『仏教唱歌集』が発行された。また、この頃全国各地に仏教唱歌集発刊が広がった。

明治25年(1892)、広島で刊行された『佛教眞理會唱歌集第二編』⁹は、3曲全編が数え歌の旋律によるものである。第1曲目は、

「佛字トヤー 佛陀モ多キソノ中ニ ソノ中ニ
彌陀コソ光壽ヲ興ヘタレ 興ヘタレ
教字トヤー 教法數多アル中ニ アル中ニ
佛陀ノ教ガ眞理ナリ 眞理ナリ」
(以下略)

佛教眞理會の5文字を頭にとった数え歌で、この手法は、現在学校名の文字を頭にとった学校目標標語や、低学年の国語指導などに見られる。数え歌の旋律を用いた教化的唱歌は各地各宗派で作られた模様である。

2曲目は、50音かぞえ歌である。

「アノ字トヤー 朝起ハタラク正直ト 正直ト
慈悲ノ深キニ金ガナル 金ガナル
イノ字トヤー 瞞り心ヤカクシゴト
カクシゴト 兎角酒ニテ咎ガ出ル
咎ガ出ル
ウノ字トヤー ウレシキコトニ限りナキ
限りナキ ノリテ聞ウル我等ゾヨ
我等ゾヨ
エノ字トヤー 得タル我等ノ幸福ハ
幸福ハ 本願成就ノタマモノゾ
タマモノゾ
オノ字トヤー 仰セ通りニ随ヒテ 随ヒテ
計ラヒナーキガ信者ゾヨ 信者ゾヨ
(中略)
ヲノ字トヤー ヲシヤホシヤノ煩惱ハ
煩惱ハ 信ム計リテ消ルナリ
消ルナリ」

3曲目は、イロハを歌の頭に置き、前曲とは別の歌詞で仏教の教えや国家に対する忠誠、酒におぼれないなどの生活上の戒めが記されてある。

仏教唱歌の数え歌がどのように歌われていたかについては、上記『佛教眞理會唱歌集第二編』発刊より7年早い明治18年(1885)には、教化目的で少年たちに歌わせていたことが分かる。

「かねてから、青少年・婦人対象の教科の必要を痛感していた福田行誠は、明治十三年(1880)に東京増上寺に「少年講」を開設し、また、熊本では女人協会が開かれ、博多の万行寺では七里恒順が少年講を開設。しだいにこの運動は全国的な広がりを見せ、十八年には東京築地別院や、京都妙順寺では鹿児島開教に活躍した山崎照天が仏教少年協会を開設

したが、数え歌の替え歌で道歌式の仏教唱歌を歌わせていた、という。」¹⁰

「少年講」や「少年教会」は、寺院などで日曜日に開講する仏教の日曜学校で子どもたちの教化・徳育を目的とした活動である。水溪智應は明治19(1886)年『少年教会講談法話集初篇』で幼少教育(徳育)の重要性を説く法話の掲載の他、西洋児童遊戯法(二種)を紹介している¹¹。当時、少年教会の活動に歌や遊びを取り入れていたことが窺える。

当時の仏教唱歌は、同じ旋律で歌詞を変える替え歌方式の唱歌が多く、旋律の種類は少なかった。そもそも仏教では基督教の讃美歌のように、信者が法要で歌う唱歌はなく、したがって少年講や少年教会での唱歌教材に乏しく、数え歌の旋律でいくつもの歌詞を作っていた。

4) 数え歌(風刺)

前記2)や3)で述べた数え歌の旋律とは別に、民謡「大漁節」(千葉県銚子)の旋律を用いた数え歌がある。植木枝盛作詞の「民権数え歌」¹²である。植木枝盛(1857-1892)は、土佐藩出身の民権運動指導者で、数え歌は明治11年(1878)の作で、土佐の政治結社「立志社」の遊説員が歌ったと言われている。また、これを広めたのが土佐の芸妓であったとも言われる。植木の数え歌は庶民に自由民権運動を訴える効果的な手段でもあった。

また、日本の婦人参政権運動の草分けであり、のちに「民権ばあさん」の異名で知られる楠瀬喜多は、自由民権運動に参加し後の民間国家主義団体の総帥となる頭山滿に「民権数え歌」を教えたという¹³。民権数え歌は土佐からこのように伝播していった。

歌詞は20番までである。

「一ツトセー 人の上には人ぞなき 権利に
かわりがないからは コノ人じゃもの
二ツトセー 二つはない我が命 すてても自
由のためならば コノいとやせぬ
三ツトセー 民権自由の世の中に まだ目の
さめない人がある コノあわれさよ
四ツトセー 世の開けゆくそのはやさ
親が子供におしえられ コノかなしきよ
五ツトセー 五つにわかれし五大洲
中にも亜細亜は半開化 コノ悲しさよ
六ツトセー 昔をおもえば亜米利加の
独立したのもむしろ旗 コノいさましや
七ツトセー なにゆえお前がかしこくて
私らなどは馬鹿である コノわかりや
せぬ (以下略)

書物を読まない人々にも自由民権思想を歌で広める手段は、数え歌に限らず他の歌においても取られた。演歌のもとである「演説歌」は、こうした啓蒙目的の「替え歌」であったとも言える。

3. 昨今の教育現場における替え歌

昨今の教育現場において、替え歌をめぐるいくつかの事案を取り上げる。

1) 「ドレミの歌」

教育現場で教師によって歌われる替え歌は、しばしば保護者からのクレームや教員の不祥事としてマスコミにも取り上げられる。

事案は、2003年5月、S市立小学校で、県外に出張した学級担任の代替に校長が4年生の図工の授業を行った際に生じた替え歌事件であ

る。授業が始まってもしわづいていた子どもたちに、校長が気分転換させようと「ドレミの歌」の歌詞を変え、「ドはどくろのド、レは霊柩車のレ、ミはミイラのミ、ファはふあかば（墓場）のファ、ソは葬式のソ、…シは死人のシ…さあ死にましよう」と歌い、児童40人に聴かせたものである。

校長は「さあ死にましよう」の前に、「この先は問題があるので歌ってはいけない。私が歌ったことは他の人には言わないように」と児童に断って歌を続けた¹⁴。事件が発覚し、S市教育委員会は当該校長から事情を聞き、「生命・人権尊重の教育を推進する立場の者が、このような歌を歌ったのは不適切だった¹⁵」と口頭で注意した。その2か月後(7月24日)、S市教育委員会は、当該校長(59歳)の文書戒告処分を公表した¹⁶。

当該校長の替え歌行為は、明らかな違法性を帯びたものとは言えないが、替え歌の威力は予期せぬ程大きく、子どもたちや保護者・マスコミ・教育関係者が校長の替え歌に揺らいだ。校長の行為が教育現場において「不適切な指導」であるか否かで世間に波紋を呼んだのである。

上記替え歌は、子どもが一度聴いたら忘れられないほどのインパクトを持つ。当該校長は子ども時代に仲間内で歌い興じていたのだろう。そこには公の場では決して披露しないという暗黙のルールがあったはずである。校長は、「ほかの人には言わないように」と児童40名に言い、歌い続けた。校長がこの「危ない」歌に対して児童に課した集団守秘義務は、校長と児童との信頼の約束事であった。

ある教育者は、この事案を取り上げ、教育現場での「不適切」の定義を明確にすることや、「不適切(問題がある)」と思われやすい対応や指

導にはどんなものがあるのかを各学校で点検」することを勧めており¹⁷、学校経営上の危機管理問題としてこの替え歌事件を捉えた。

「ドレミの歌」は、オスカー・ハマースタイン2世 Oscar Hammerstein II (1895-1960) 作詞、リチャード・ロジャース Richard Rodgers (1902-1979) 作曲の歌で、ミュージカル『サウンド・オブ・ミュージック』(1959年)では、家庭教師のマリアが野外で子どもたちにギターを弾きながら音名を教える場面で歌われた。

原曲の歌詞は、いずれもドレミの発音に似た単語が当てはめられ、ペギー葉山が作詞した「ドレミの歌」(ドはドーナツのド、レはレモンのレ、ミはみんなのミ、ファはファイトのファ、ソは青い空、ラはハッパのラ、シはしあわせよ……)とは異なる。

Doe, a deer, a female deer

Ray, a drop of golden sun

Me, a name, I call myself

Far, a long, long way to run

Sew, a needle pulling thread

La, a note to follow So

Tea, a drink with jam and bread

That will bring us back to Do, oh, oh, oh

(以下略)

日本では、いくつか訳詞が出たが、ペギー葉山の訳詞版が広く愛唱されている。小学校音楽教科書には、ペギー葉山作詞版が掲載されている。

教育芸術社『小学生の音楽』では2年生の教科書に掲載され、鑑賞教材としての扱いと共に、階名模唱などの表現活動や音階の学習教材でもある¹⁸。

教育出版『おんがくのおくりもの』では、1年

生の教科書に掲載され、音楽に合わせてドレミの階名で歌ったり、ドレミ体操で遊ぶ表現活動がある¹⁹。

教育出版の掲載ページは、見開きフルカラーの明るい色彩である。手前にはドレミの階段があり、ドレミの階段に立った子どもたちが、ドレミの口の形をし、また、低いドの階段の男児は両手を下ろし、ソの男児は両手を肩に、高いドの女児は両手を挙げるといった具合に、それぞれドレミのポーズをしている。

そして、高いドの階段の先はらせん状に空まで続いている。階段の近くには鮮やかな大きな虹がかかり、子どもたちが元気に階段を上がっている。真っ青な空にはドーナツやレモン、音符やト音記号も浮かび、視覚的にも明るい楽しい歌であることを提示している。

替え歌は、原曲の歌詞を一部残すものと、新しい歌詞を作る手法があり、先に紹介した事案の「ドはドクロのド」は前者の手法である。児童は低学年時に原曲の歌詞の持つ明るさ・楽しさを授業で体験している。「ドはどくろのド」は原曲からかけ離れた不気味さが児童を驚かせ、学校長が歌った衝撃も加わり、インパクトの強い替え歌となった。その結果、当該校長と児童との秘密は流出した。

替え歌はしばしば原曲を上回るほどのエネルギーを持ち、あたかもウイルスのごとく伝播拡散されるのである。

2) 「おおブレネリ」

次に、パロディと捉えられるコマーシャルの放映中止と肖像権をめぐる事案を見る。

2007年にTVで流れた宝くじのCMにおいて、スイス民謡「おおブレネリ」の歌詞が、宝くじの購買をダイレクトに勧める宣伝に改変さ

れ、原曲を連想する牧場の背景やスイスの民族衣装に扮した女性が登場した。

歌詞は、「〇〇ジャンボを買いに行こう。〇億のチャンスが待ってるのよ……」という内容であった。

「おおブレネリ」の訳詞者故松田稔氏の遺族は、このCMに強い憤りを示し、子どもたちや人々に宿っている「おおブレネリ」の「歌の心」や、故松田稔氏が戦後の青少年キャンプ指導にかけた「思い」を壊すものであるとし、CMの放映中止を要求した。

松田稔氏は、戦後の青少年キャンプに力を注ぎ、キャンプを通じて日本の青少年教育に偉大な功績を遺した人物で、大阪WMCA主事、日本キャンプ協会会長を長年務めた。著書『ザ・キャンパーその理論と実際』(1979)²⁰は、690頁にも及ぶ壮大な著作である。また、アメリカのキャンプソングやアメリカのWMCA歌集を訳詞し、レクリエーションソングを日本に広めた功績も大きい。「サラスポンダ」(サラスポンダ サラスポンダ サラスポンダ レッセッセ)もその一つで、松田稔氏が日本に紹介し、その後アメリカにも広まった歌である。

「おおブレネリ」は、戦後の荒廃した若者の心に希望の明かりを灯した1曲である。戦後、「自由」をはき違えた若者たちの心は荒廃していた。群馬県でも戦後、体育の授業で教師が生徒に集合や整列の号令をかけてよいのかわからず、当分体育の授業を中止するという事態が起きたほど、戦後人々が得た「自由」をめぐり、日本全国、若者の混乱と荒廃の状況が続いた。

終戦後、松田稔氏はWMCAなどで青少年たちにキャンプを実施し、キャンプの楽しさを教えた。子どもたちがテントに戻った後、ファイヤーで高揚した青年たちが消えたファイヤーに

集まり、再び火をつけた。そこで彼らが歌った歌は、軍歌や歌謡曲や猥歌であった。松田稔氏は、若者たちを制し、テントに戻るよう命じると、若者たちは「民主主義だから何をやっても自由ではないか」と反発し、長時間、氏との議論が続いた。氏はそこで、若者たちに軍歌や猥歌を制してもほかに彼らが歌う歌がない、家族やみんなで歌う楽しい歌がないことに気づいた。

これがきっかけとなり、氏はその後、アメリカの WMCA 歌集やキャンプソングを次々に訳詞し、「楽しい歌」を広めた。「おおブレネリ」(1949年)は、その先駆けの歌であり、掛け合いや動作を含む楽しい歌はあつという間に広まり、NHK ラジオでも放送され全国に広まった²¹。

「おおブレネリ」(松田稔作詞・スイス民謡)
 「おおブレネリ あなたのおうちはどこ
 わたしのおうちはスイツランドよ
 きれいな湖水のほとりなのよ
 ヤッホ ホトゥラララ ヤッホ ホトゥラララ
 ヤッホ ホトゥラララ ヤッホ ホトゥラララ
 ヤッホ ホトゥラララ ヤッホ ホトゥラララ
 ヤッホ ホトゥラララ ヤッホホ
 (以下略)」

さて、「おおブレネリ」のメロディとともに、スイスを模した牧場の背景や民族衣装に扮した女性が登場した先の CM は、子どものころからこの歌に慣れ親しんできた人々が見れば、「ブレネリ」のパロディであることは一目で分かる。

原曲の持つ「おおブレネリ」の明るい純粋な楽しさが、「〇憶のチャンスが待っている」と受け手にギャンブル性を感じさせるような表現に「違和感」を感じたのは、遺族だけではなかった

かもしれない。

宝くじについては、他の CM で、2014年7月、大阪でギャンブルオンブズマンら12名が東京都を相手取り、宝くじ販売差止等請求集団訴訟を起こしている(大阪地裁)。原告らは、宝くじの高額当選確率は極めて低いものであるにもかかわらず、テレビの CM により高いように錯覚させ購買意欲をそそり、「倫理及び品位と善良な習慣を損ない」、「健全な社会秩序を損ない、幼少年の健全な生育を妨げるもの」²²とし、販売差止等請求に至った。

戦後の青少年育成の推進薬であった「おおブレネリ」が宝くじの CM でパロディ化され、逆の性格を持つ歌詞となった。

以上、「ドレミの歌」、「おおブレネリ」の替え歌は、いずれも原曲の持つ明るい曲想や、作詞者・訳詞者の高い純度の「思い」からかけ離れた、不気味さや営利的色合いに「不適切感」を生じさせ、また、原曲のイメージや浸透度が高いがゆえに「人々の心に生きている原曲への不敬感」を生じさせ、さらに、「歌われる場にそぐわない不適切感」を生じさせたのである。

4. パロディと表現の自由

次に、パロディと法的規制の関係について、アメリカの事例および日本の動向を見る。

1) パロディとフェアユース規定

アメリカでは、パロディに関しての法的認否をフェアユースに該当するか否かで判断している。アメリカ著作権法第107条では以下のようにフェアユースを規定している²³。尚、フェアユースの表記は、以下原文のまま「フェア・ユー

ス」とする。

「第 107 条 排他的権利の制限：フェア・ユース第 106 条および第 106A 条の規定にかかわらず批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース（コピーまたはレコードへの複製その他第 106 条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- 1) 使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む）。
- 2) 著作権のある著作物の性質。
- 3) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。
- 4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。

上記のすべての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない」。

パロディに関しては第 106A 条と関連してくる。

「第 106A 条 一定の著作者の氏名表示および同一性保持の権利

- (a) 氏名表示および同一性保持の権利—第 107 条を条件として、視覚芸術著作物の著作者は、第 106 条に規定する排他的権利と独立して—

(1) 以下の権利を有する。

- (A) 当該著作物の著作者であることを主張する権利、および

- (B) 自分が創作していない視覚芸術著作物の著作者として自分の名前が使用されることを禁止する権利。

(2) 自分の名誉または声望を害するおそれのある著作物の歪曲、切除その他の改変の場合、視覚芸術著作物の著作者として自分の名前が使用されることを禁止する権利を有する。

(3) 第 113 条 (d) に定める制限を条件として、以下の権利を有する。

- (A) 自分の名誉または声望を害するおそれのある著作物の故意の歪曲、切除その他の改変を禁止する権利。当該著作物の故意の歪曲、切除その他の改変は、かかる権利の侵害となる。

- (B) 名声が認められる著作物の破壊を禁止する権利。故意または重大な過失による当該著作物の破壊は、かかる権利の侵害となる。」

2) プリティ・ウーマン事件における最高裁判決のパロディ観

パロディをめぐる裁判では、アメリカのプリティ・ウーマン事件²⁴がよく知られるところである。事件は、ラップグループが“Oh! Pretty Woman”の歌詞を変更し、ラップ調にアレンジした“Pretty Woman”が、フェアユースであるかが争点となった裁判であり、最高裁は商業的なパロディもフェアユースとなりうるとし、地裁判決を破棄、差し戻した (Campbell vs Acuff-Rose Music, Inc., 501 U.S.569 (1994))。

判決では、いくつかの文言でパロディの性格を特徴づけている。

「Acuff Rose が否定していないように、パロディは、変容していく価値にはっきりと評価

されるものがある、と言うことで、さしあたっては十分であろう。

パロディは、表面的にユーモアの少ない批評と同様、先行作品に光を当てることや、その過程で新たな作品を創作することで、社会的利益をもたらすことが可能となる。」

Suffice it to say now that parody has an obvious claim to transformative value, as Acuff Rose itself does not deny. Like less ostensibly humorous forms of criticism, it can provide social benefit, by shedding light on an earlier work, and, in the process, creating a new one.²⁵

「パロディは原作を模倣するという必要としており、それ故、その餌食（標的）となる作品（あるいはその集合）が持っている創造性を利用する一定の権利を有する。これに対して風刺は、自らの足で立つことができるものであり、それ故、当該作品の無断借用を正当化する必要があるのである。」

Parody needs to mimic an original to make its point, and so has some claim to use the creation of its victim's (or collective victims') imagination, whereas satire can stand on its own two feet and so requires justification for the very act of borrowing.²⁶

上記裁判所判決に、ケネディ判事は補足をし、以下のようにパロディを整理している。

「これらのルールの一つに、裁判所も述べているように、パロディは利得のために出版・上演されるかどうかにかかわらず、フェアユースとしての資格を有することを許されてい

る。」

One of these rules, as the Court observes, is that parody may qualify as fair use regardless of whether it is published or performed for profit. *Ante*, at 22.

もう一つのルールとして、パロディは、同作品について面白く、または皮肉な解説をするために、原作をもとに引き出しているものにフェアユースとしての資格を有することが許されている。

Another is that parody may qualify as fair use only if it draws upon the original composition to make humorous or ironic commentary about that same composition. *Ante*, at 10.

そのユーモアが独創的であっても、ユーモラスな出来合いで原作を利用するだけではパロディは不十分なのである。

It is not enough that the parody use the original in a humorous fashion, however creative that humor may be.

パロディは、原作をターゲットにしなければならない。それ故、それは、一般的なスタイルや原作が属する芸術のジャンルだけをターゲットにしたり、また社会を総括してターゲットにするのでは全くないのである。

The parody must target the original, and not just its general style, the genre of art to which it belongs, or society as a whole

(ただし、パロディが原作をターゲットにしていれば、それらを同様にターゲットにすることは可能である)。

(although if it targets the original, it may target those features as well).²⁷

上記判例において、パロディが原作を基とした新たな表現の権利として確立されていることが示されている。

2) 文化審議会の検討

替え歌の適否は微妙な点を含み、これらを教育現場で共有するためには明確な基準の提示が必要である。

2012年6月、文化審議会小委員会は、インターネット上において、パロディとしての改変・二次創作が活発であることから、既存の著作物をパロディ化する行為について、今後検討課題として取り上げ、法整備化を目指すこととした。

しかし、これまでパロディに関する規定は著作権法になく、パロディは「同一性保持権」の侵害に当たり、原著作者の承諾を得ないと違法の可能性を有していた。

「原著作者の承諾」という面では編曲についても同様である。一例を挙げると、中学校音楽教科書掲載の佐藤真作曲「大地讃頌」（「混声合唱のためのカンタータ『土の歌』第7楽章」）をジャズバンドがアレンジし、CDに収録した。本事案では、2004年2月、佐藤氏が東京地裁に販売停止の仮処分申請を申し立て、ジャズバンドが謝罪し、申請取下げとなった。日本作編曲家協会理事長は「許諾なしの編曲は著作者への尊敬の念がかけており、創作をなりわいとする者にとっては許し難い」²⁸とし、編曲においては原作者に儀礼を尽くすよう示唆している。

平成23年1月、第9期文化審議会著作権分科会法制問題小委員会は、デジタル・ネットワー

ク化に伴う著作権法の諸問題、及びパロディ規定やフェアユース導入検討の報告書をまとめた²⁹。

そこでは、そもそも「パロディとは何か」、また、「どのようなパロディが権利制限の対象として位置づけられるのか」といったことから議論が進められた。しかし、同一性保持権や表現の自由との関連性において、関係判例が乏しいことから、「権利制限等の必要性を慎重に検討し、必要に応じて、個別権利制限規定の改正または創設により対応することが基本的には適当であると考えられる」というまとめとなった。

平成25年、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチームは、33ページにわたる報告書を著した。調査書は、平成23年度文化庁委託事業「海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書」³⁰（2012年3月）を参考に整理作成されたものである。

報告書は、音楽のパロディ表現を考えるうえで興味深い示唆が含まれている。メンバーは法学部教授、弁護士等の6名で成り、報告書は以下の4章で構成されている。

第1章 パロディーとは何か

第2章 諸外国における著作物としてのパロディの取扱い

第3章 我が国における著作物としてのパロディの取扱い

第4章 我が国におけるパロディの法的在り方について

第1章では、パロディの定義づけを試みるも、諸外国の法制度においても定義づけがなく、判例において、パロディの定義の判示が見当たらないことから、パロディの定義は困難とした。

委員会は「既存の著作物を何らかの形で自己の著作物において利用しているもの」をパロディと仮に定めて、次章に論を進めている。この広義すぎる解釈では、日本の替え歌のすべてが網羅されることになる。

第2章では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツにおけるパロディ保護の法的根拠をいくつかの判例とともに紹介している。

アメリカでは、米国著作権法第107条フェアユースの関連から、一定のパロディが保護されている。フェアユースは、①使用目的・性質、②使用される著作物の性質 ③使用された部分の量・実質性、④潜在的市場、価値に対する影響を総合的に判断して認められている。報告書ではCampbell事件（プリティ・ウーマン事件最高裁判決）をはじめフェアユースが争われた5件の判例を紹介している。

イギリス法ではパロディを許容する規定はなく、パロディ的使用については「寛容とは言い難い状況」であると述べ、「近時、立法によってパロディの権利制限を認めるべく動き出している」と「MODERNISING COPYRIGHT: A modern, robust and flexible framework」からパロディの権利制限検討を紹介している。

フランスにおいては、知的所有権法典でパロディ・パステイシュ・カリカチュールについて、著作権者は権利行使できない規定（第122条の5第4項）があると述べ、①主観的要件、②客観的要件、③当該分野の決まりをすべて満たした場合、パロディは保護されると説明している。判例では、シャルル・トレネのシャンソン「優しきフランス」の旋律を使ったモノマネ芸人の替え歌がパロディとして認められた判決、ほか4例が紹介されている。

ドイツ法においてはパロディを許容する規定

はない。パロディは、①「批判・滑稽さの効果」、②「原作品の模倣である認識可能性（十分な借用の程度）」、③「批判の対象が原作品の主題、その周辺領域に限定されたもの」として考えられ、それゆえ、批判対象は「反主題的」な扱いであって、「別主題」ではないと述べられている。

第3章では日本の判例、学説、ヒアリングを紹介しているが、音楽についての記述はそこにはない。

第4章ではパロディについて日本の法制化の可否等、法的在り方を検討し、以下のまとめとなった。

「表現の自由の観点から許容すべきパロディは存在することは否定できないとしても、…パロディを許容する法制度を直ちに導入することが、必ずしも我が国における表現の自由の確保につながるとは言い難い側面がありえることについて、さらに議論を尽くす必要がある」³¹。

「…立法による課題の解決よりも、既存の権利制限規定の拡張解釈ないし類似適用や、著作権者による明示の許諾がなくても、著作物の利用の実態からみて一定の合理的な範囲で黙示の許諾を広く認めるなど、現行著作権法による解釈ないし運用により、より弾力的な対応を図る方策を促進することが求められているものと評価することができる」³²。

諸外国の文化によってパロディの解釈・許容度が異なり、日本でパロディを権利制限の対象とし、立法で解決するには、判例も少なく困難さも見られるということである。法制化においては2013年の通常国会での法改正が目指されたが、パロディに対する認識が定まらず、報告書をもってひとまず論議終結となった。

5. 小結 文化としての替え歌・パロディ

日本ではこれまで、替え歌やパロディを「権利の問題」として捉える認識は薄く、むしろ、歌う場の適否、歌う人の品格など「倫理の問題」から論じられてきた。パロディ法制化の動きは、始まったばかりである。

さて、インターネット上、各国のさまざまな替え歌やパロディが見られるようになり、替え歌やパロディに対しての評価も近年変わりつつある。

2015年、アメリカのロードアイランド州で記録的な大雪に見舞われた。私立の学校で臨時休校の通知を、映画「アナと雪の女王」“Let It Go”の替え歌で仕立て、学校長が出演した動画がネット上で話題になり、アメリカ、イギリスのTVでも取り上げられ、好評を博した。日本でも、「こんな校長先生がいる学校に行きたい」といったコメントが寄せられた。

歌は、「雪は95番通りを覆い、タイヤの跡も見えない The snow glows white on Route 95, not a tire track to be seen.」で始まり、帽子とマフラーの校長先生が雪の中を下記の替え歌を歌いながら歩く。歌は伸びのある美声音楽教師の吹き替えである³³。

「(略) だから、学校に来ないで家にいなさい。
学校には来ないで、私は今日、自由だ。
雪が君たちを自由にしたんだよ。

So don't come to school, just stay inside.

Don't come to school, I am free today, the snow has set you free.

(略)

学校はお休み。学校はお休み。
昨日たくさん雪が降ったんだよ。

School is closed, school is closed! Cos' it snowed so much last night.

(略)

学校はお休み。学校はお休み！
ベッドで寝てなさい。

School is closed, school is closed! You can stay in bed and sleep. (以下略)」

アメリカでは、音楽的にも質の高い替え歌・パロディが一つのジャンルとして確立している。

一方、日本の替え歌やパロディの歴史は長く、恋歌や川柳・都都逸も健在である。そして、人々はそれらの楽しみ方やたしなみの「作法」をわきまえていた。子ども達も同様である。下品な言葉や汚い言葉をわざと喜ぶ年代を過ぎると、危ない歌は公の場では堂々と歌われなくなるが、なくなるわけではない。日本において替え歌・風刺は伝統的な文化の一ジャンルであるといえる。

音楽教育において、替え歌・パロディの表現について、指導者は原作を尊重した楽しい表現活動を心がけたい。先の「おおブレネリ」には、表現遊びのいくつかのバージョンがある。チロルやバイエル地方の男性的な踊りを模し、片手で靴を打ちながら踊る「シュープラッター」や、男女の掛け合いで立ち上がったたり、しゃがんだりしながら歌ったりと、遊びのバリエーションもさまざまである。

さて、今後、教育現場における替え歌・パロディの取り扱い・指導に関して、文科省は著作権教育と関連して、替え歌・パロディの定義づけならびに、音楽指導における替え歌・パロディのより詳細な手引きを作成することが予想される。

しかし、「授業や特別活動で替え歌を歌わせてよいかどうか」を細微にわたりマニュアル化することで、音楽表現と即興性、音楽表現と社会、音楽表現と人権等、音楽をめぐる諸領域の重要な要素が削ぎ落とされていく危惧を捨てかねない。音楽教育における表現について、さらに事案の検討を重ねる必要がある。

引用・参考文献

- 1 吉田恵子. 「リパブリック讃歌」の日米における曲名一覧」Battle Hymn of the REPUBLIC CD解説 KICG3238, p.48-49.
- 2 これら教育現場における替え歌等の扱いについては、音楽教科書会社や自治体教育センター等WEB上で、著作権法第35条に照らした解釈が見られる。いずれも「授業」の範囲および、授業の対象者を規定している。
 - ・教育芸術社「著作権なんでもQ&A」Q15：授業で替え歌を歌わせてもよいですか？
http://www.kyogei.co.jp/data_room/tyosakuken/tyosakuken.html (参照2016-9-10)等.
- 3 赤松啓介. 民謡・狼歌の民俗学. 明石書店, 1994, 151p, ISBN4-7503-0636-3.
- 4 上掲書, p.152.
- 5 Wayne Erbsen. Railroad Fever: Songs, Jokes & Train Lore. Native Ground Music, p.64.
- 6 海後宗臣. 日本教科書体系 近代篇第二十五巻唱歌. 講談社, 1965, p.58.
- 7 文部省. 幼稚園教育百年史. 第2版, ひかりのくに株式会社, 1979, pp.926-927.
- 8 前掲, 日本教科書体系 近代篇第二十五巻唱歌. pp.70-71.
- 9 著者不明. 佛教眞理會唱歌集第二編. 東京, 熊谷智教(発行者), 1892, p.27.
- 10 飛鳥寛稟. それは仏教唱歌から始まった一戦前仏教洋楽事情一. 樹心社, 1999.
- 11 水溪智應編. 少年教会講談法話集 初篇. 無外書房, 1886, p.20. 国立国会図書館デジタルコレクション.
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1919251> (参照2015. 6. 1).
- 12 植木枝盛作詞. 民権数え歌. 音源は以下を参照・土取利行(歌・演奏). 明治の壮士演歌と革命歌. (CD)立光学舎, 2014.
 - ・松岡僖一編著. 土佐の自由民権歌集 世しや武士(CD付). 高知市立自由民権記念館友の会, 2011, p.21.
- 13 成瀬喜多については以下を参照
 - ・小池洋二郎. 民権家列傳 初篇. 巖々堂, 明治13年, pp.64-69.
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/778758> (参照2015. 9. 8).
 - ・高知県女教員篇 千代の鏡:土佐名婦. 富山房, 昭和16. p.339-343. 国立国会図書館デジタルコレクション
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1057468> (参照2015. 9. 8).
- 14 ドはどくろのド... さあ死にましよう 小学校長が替え歌披露. 朝日新聞. 2003. 5. 20夕刊
<http://database.asahi.com/library2/main/top.php> (参照2016. 8. 1.).
- 15 同上
- 16 さいたままで3人懲戒処分 市教委・埼玉. 朝日新聞 2003年7月25日
<http://database.asahi.com/library2/main/top.php> (参照2016. 8. 1.)
- 17 若井彌一. “不適切対応”と“不適切指導”の自己点検. 教職研修資料. 教育開発情報センター, No.60. 2003. 5. 25.
- 18 小原光一ほか. 小学生の音楽2. 教育芸術社, 2015. p.23-23.
- 19 新実徳英ほか. 小学音楽 おんがくのおくりもの1. 教育出版社, 2015, p.26-27.
- 20 松田稔. ザ・キャンプ—その理論と実際—. 創元社, 1971, p.690.
- 21 松田稔. キャンプのこころ. 日本キャンプ協会. 2000. p.162.
- 22 報告 宝くじ販売広告差し止めを求めて東京都等を提訴. <http://gambli.seesaa.net/archives/201408-1.html> (参照2016. 7. 1).
- 23 著作権データベース. 米国著作権法. 公益社団法人著作権情報センター-CRIC. http://www.kidscric.com/db/world/america/america_c1a.html#107 (参照2015. 6. 1).
- 24 Campbell v. Acuff-Rose Music (92-1292), 510 U.

- S. 569 (1994). Cornell University Law School, Legal Information Insitute. <https://www.law.cornell.edu/supct/html/92-1292.ZO.html> (参照 2014. 8. 1).
- 25 同上
- 26 同上
- 27 同上
- 28 作曲者の権利か演奏者の自由か「大地讃頌」カバー曲問題. 朝日新聞. 2004. 4. 3
<http://database.asahi.com/library2/main/top.php>
(参照 2016. 8. 1).
- 29 文化審議会著作権分科会. 文化審議会著作権分科会報告書. 2011. 1, p.130.
- 30 文化庁. 平成 23 年度文化庁委託事業 海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書. 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2012 年 3 月, p.109.
- 31 文化審議会著作権分科会. 文化審議会著作権分科会報告書. p.29.
- 32 同上. p.29.
- 33 Snow day superstar: #Blizzardof2015 'Frozen' parody goes viral (BBC による Moses Brown School 校長 Matt Glendinning へのインタビュー)
<http://www.bbc.com/news/blogs-trending-31012547> (参照 2016. 8. 1).